

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月22日
【会社名】	キックマン株式会社
【英訳名】	KIKKOMAN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 祥三郎
【本店の所在の場所】	千葉県野田市野田250番地
【電話番号】	(04)7123-5111
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 総務部長 三村 昇
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目1番1号
【電話番号】	(03)5521-5131
【事務連絡者氏名】	執行役員 法務・コンプライアンス部長 根岸 伸明
【縦覧に供する場所】	キックマン株式会社東京本社 (東京都港区西新橋二丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月21日開催の当社第111回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金39円

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため定款を変更する。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、茂木友三郎、堀切功章、中野祥三郎、山崎孝一、島田政直、茂木修、松山旭、神山隆雄、福井俊彦、井口武雄、飯野正子及び杉山晋輔の各氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、梶川融氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、遠藤一義氏を選任する。

第6号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の金銭報酬等の総額を「年額850百万円（うち社外取締役は年額100百万円）」に、監査役の報酬等の総額を「年額140百万円（うち社外監査役は年額50百万円）」にそれぞれ改定する。

第7号議案 取締役等に対する株式報酬の額及び内容決定の件

第6号議案の取締役の報酬限度額（年額850百万円以内、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とは別枠として、取締役等に対して株式報酬を支給する制度を導入する。

第8号議案 当社株式等の大規模買付行為への対応方針のための新株予約権無償割当ての件

当社定款第13条の規定に基づき、当社株式等の大規模買付行為への対応方針のための新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社株主総会又は当社取締役会に委任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,727,135	302	0	(注)1	可決 99.98
第2号議案	1,726,772	665	0	(注)2	可決 99.96
第3号議案				(注)3	(注)4
茂木 友三郎	1,639,992	86,629	759		可決 94.93
堀切 功章	1,530,120	195,183	2,075		可決 88.57
中野 祥三郎	1,537,430	187,873	2,075		可決 89.00
山崎 考一	1,617,933	108,690	759		可決 93.66
島田 政直	1,666,634	59,989	759		可決 96.48
茂木 修	1,666,669	59,954	759		可決 96.48
松山 旭	1,666,735	59,888	759		可決 96.48
神山 隆雄	1,665,345	61,278	759		可決 96.40
福井 俊彦	1,187,056	539,559	759		可決 68.71
井口 武雄	1,314,096	412,523	759		可決 76.07
飯野 正子	1,686,425	40,957	0		可決 97.62
杉山 晋輔	1,688,305	39,078	0		可決 97.73
第4号議案				(注)3	
梶川 融	1,721,564	5,873	0		可決 99.66
第5号議案				(注)3	
遠藤 一義	1,726,447	986	0		可決 99.94
第6号議案	1,724,585	2,759	89	(注)1	可決 99.83
第7号議案	1,526,920	200,502	0	(注)1	可決 88.39
第8号議案	955,966	771,296	160	(注)1	可決 55.34

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む)の合計であって、意思表示を無効とした事前行使分も含む)に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上